平成２９年８月２日

広島大学教職員組合
執行委員長　坂 元 国 望　様
附属学校園諸問題検討委員会
難 波 博 孝　様

広島大学理事（財務・総務担当）
片　山　純　一

団体交渉の要求事項について

２０１７（平成２９）年６月１６日開催の第１０５回団体交渉において要求のありました附属学校間異動に係る経済的負担への対応について，下記のとおり回答いたします。

記

１．調査内容
調査対象：平成２９年４月１日付けで附属学校間の異動を行った者７名
調査方法：人事部服務グループによるヒアリング
調査内容：異動の状況，異動に伴う経済的負担等

２．調査結果及びその対応
・　異動前の住居から通勤している者が５名（内新幹線通勤している者が４名），転居した者が２名であった。
・　当該者からは，内示時期が３月中旬であったことから，引き継ぎ業務や転居準備を行うための期間が短かった旨の回答があった。
・　転居した者からは，賃貸借契約が間に合わずやむを得ず５日間ホテルに滞在したこと，異動後においても住居間の移動を伴う転居作業のために５日間程度を要したことの回答があった。

異動に伴う経済的負担について，調査結果及び学内の他の異動職員の実情も踏まえ，今回の該当者に限り，以下のとおり対応することとしたい。（詳細は別紙のとおり）

１）異動前の住居から通勤している者（５名（別紙Ａ～Ｅ））
職員給与規則第３０条に規定されている通勤手当の上限額（運賃往復分算出額の上限55,000円，特急料金等片道分の額の上限20,000円）を撤廃して算出した額を手当額として事実発生日に遡って認定し，支給済みの月分については差額を追給する。
なお，内２名については，通勤手当の上限額に達していないため，遡及額は発生しない。

２）転居した者（２名（別紙Ｆ，Ｇ））
新住居の到着後の諸雑費に充てるために「着後手当」を２日分支給しているが，当該転居については上記のような経済的負担が生じている事情を考慮し，国家公務員等の取扱も参考にした上で，異動に伴う着後手当として５日分を支給することとし，支給済み額との差額を追給する。

３）支給時期
詳細を確認の上，平成２９年９月に本人に支払われるよう対応する。

H29.4.1附属学校間異動者への対応について　　別紙

＜対応（1）＞　異動前の住居から通勤している者

異動者	異動前学校名	転　出　先　等	通勤手段	通勤手当区分	現行規則額（上限あり）①	上限を撤廃した額②	追支給額（1ヶ月分）②－①
A	附属中	附属福山中学校　教諭	新幹線	運賃（往復分）	55,000	61,613	6,613
				特急料金（片道分）	20,000	23,394	3,394
				合計	75,000	85,007	10,007
B	附属高	附属福山高等学校　教諭	新幹線	運賃（往復分）	55,000	61,613	6,613
				特急料金（片道分）	20,000	23,394	3,394
				合計	75,000	85,007	10,007
C	附属高	附属福山高等学校　教諭	新幹線	運賃（往復分）	55,000	57,833	2,833
				特急料金（片道分）	20,000	23,394	3,394
				合計	75,000	81,227	6,227
D	福山中	附属中学校　教諭	新幹線	運賃（往復分）	45,690	45,690	0
				特急料金（片道分）	15,800	15,800	0
				合計	61,490	61,490	0
E	三原小	附属小学校　教頭	バス	運賃（往復分）	7,560	7,560	0
				特急料金（片道分）	0	0	0
				合計	7,560	7,560	0

（現行規則）
　運賃　：　往復分を支給（上限は55,000円）
　特急料金　：　片道分のみ支給（上限は20,000円）

＜対応（2）＞　転居した者

異動者	異動前学校名	転　出　先　等	新住居での生活が整うまでの生活状況	現行着後手当（2日分）①	着後手当（5日分）②	追支給額 ②－①
F	福山中	附属中学校　教諭	ホテルでの生活（5日間）	25,000	62,500	37,500
G	福山中	附属中学校　教諭	旧住居からの移転継続（5日間程度）	25,000	62,500	37,500

・赴任旅費（108,550円）の内訳は次のとおり。
　出頭旅費（通常の旅費同様，交通用具等による概算額　7,550円）
　移転料（103km，扶養なし　76,000円）
　着後手当（2日分の日当4,400円，宿泊費20,600円，合計25,000円）